

建 不 第 86 号
令和 2 年 4 月 14 日

各関係団体の長 様

千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請に
ついて

令和 2 年 4 月 7 日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき期間を 5 月 6 日までの 29 日間、実施すべき区域として千葉県を含む 7 都府県を指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、本県では、令和 2 年 4 月 8 日より県民に対して特措法第 45 条第 1 項に基づき、外出の自粛を要請するとともに、事業者へは感染防止措置を十分に行っていた
だくことを要請したところです。

このたび、本県における新型コロナウイルス感染防止対策をより一層推進するため、
特措法第 24 条第 9 項に基づき、対象施設の管理者等に対して、別添「新型インフルエ
ンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について」により協力を要請することと
しました。

なお、貴職におかれましては、会員、傘下団体等に周知くださるよう併せてお願いい
たします。

千葉県県土整備部
建設・不動産課契約・審査班
電話：043(223)3116